

下水道をご利用の皆様へ 下水道使用料改定のお知らせ



日頃から下水道のご利用ありがとうございます。

下水道使用料が消費税率の引上げに伴い、平成26年4月から改定されますのでお知らせいたします。

平成26年4月から次の内容が改定されます。

	平成26年3月分まで
基本料金 (1ヶ月当たり)	1,575円
人数料金 (1人当たり・一般世帯対象)	525円
超過料金 (10mを超えた1m当たり・事業所対象)	168円
休止料金 (1回のみ)	840円



	平成26年4月分から
	1,620円
	540円
	172円
	860円



※下水道使用料は2カ月に1回(偶数月)の請求です。

鏡野町では一般家庭の下水道料金は家に住んでいる人数で算定しています。

住んでいる人数が減った場合は必ず届け出が必要です。

- 住んでいる人数が増えた場合(出生、転入等)は毎年5月に役場で調査し確認しますので、届けの必要はありません。
 - 住んでいる人数が減る場合(進学、転出等)には書類を提出していただく必要があります。
- ※住んでいる人が亡くなられた場合は、役場で確認出来ますので届けの必要はありません。

書類は上下水道課、各振興センターにあります。

お問い合わせ先 鏡野町上下水道課 (0868) 54-0001

鏡野町有線テレビをご利用の皆様へ 鏡野町有線テレビ利用料改定のお知らせ

日頃から鏡野町有線テレビのご利用ありがとうございます。

鏡野町有線テレビ利用料が消費税率の引上げに伴い、平成26年4月から改定されますのでお知らせいたします。

平成26年4月から次の内容が改定されます。

	平成26年3月分まで
テレビサービス	1,050円
インターネットサービス	3,000円



	平成26年4月分から
	1,080円
	3,080円



お問い合わせ先 鏡野町有線テレビ (0868) 52-2213